

恵那市着地型観光創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツツーリズムを生かした観光誘客等を促進するため、着地型観光コンテンツを造成する経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は次に定めるところによる。

- (1) スポーツツーリズム スポーツを「観る（観戦をいう。）」「する（楽しむことをいう。）」ための観光だけではなく、周辺の観光要素及びスポーツを「支える」人々との交流並びに地域との連携も付加した観光の形態をいう。
- (2) 着地型観光 本市の魅力ある素材を活用し、体験プログラムをはじめとする取組を通じて、旅行者が市内に滞在し、本市の魅力を体感できる観光の形態をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、着地型観光を創出する事業を実施する団体、企業、個人事業者（以下「団体等」という。）であって、組織の運営に関する規約、会則、定款、その他これらに準ずる書類を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事務所を有する団体等
- (2) 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた者）
- (3) その他市長が必要と認めたもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) スポーツツーリズムを生かした着地型観光の開発及び普及促進に関する事業であること。
- (2) 情報発信のみの事業でないこと。
- (3) 事業実施年度以降も継続して行われることが見込まれる事業であること。

と。

(4) 宗教活動又は政治活動を含まない事業であること。

(5) 行政庁等の許可及び認可等が必要な場合は、当該許可及び認可等を受けられることが確実に見込まれている事業であること。

(6) 他の補助金等の交付を受けない事業であること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、10万円を上限とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 交付対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業を実施する1月前までに、恵那市着地型観光創出支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 経費算出内訳書

(4) 事業実施に資格が必要な場合は、当該資格を証する書類の写し

(5) 交付対象事業者の定款又は規約等の写し

(6) 交付対象事業者の役員等名簿

(7) その他、市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、交付対象事業者は、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、当該消費税仕入控除税額が確定していない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、交付対象事業者から交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは速やかに補助金の交付の額を決定し、恵那市着地型観光創出支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行う際、補助金の適正な執行を行うため必要と認めたときは条件を付することができる。

（補助事業の変更又は中止）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業に係る申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ恵那市着地型観光創出支援事業補助金事業変更承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは変更の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、交付申請書等に記載した実施期間内に補助対象事業が完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

4 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、恵那市着地型観光創出支援事業中止・廃止届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（進捗状況の報告）

第10条 市長は、補助対象事業の進捗状況を把握するため、必要に応じて、補助事業者に資料等の提示又は説明を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により資料等の提示又は説明を求められたときは、遅滞なく説明等を行わなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業の完了後20日以内又は3月31日のいずれか早い期日までに、恵那市着地型観光創出支援事業補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 実施結果報告書
- （2） 収支決算書
- （3） 経費支出内訳書

(4) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは当該補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払方法)

第13条 補助金は、前条の規定による補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市長が必要であると認めるときは、補助金の交付決定後に交付決定額の2分の1以内に相当する額について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、恵那市着地型観光創出支援事業補助金概算払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容を承認なく変更したとき。

(4) 補助金の交付決定に付した条件又は法令等に違反したとき。

(5) 第10条に規定する資料等の提示又は説明を拒んだとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等)

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日(補助事業を中止又は廃止した場合においては、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(検査)

第17条 補助事業者は、事業終了後に市長が補助対象事業の運営及び経理等の状況に係る検査を求めた場合は、これに応じなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

経費区分	対象経費の説明
報償費	専門家、アドバイザー等の謝礼
旅費	専門家、アドバイザー等の旅費（必要最低限のものに限る。）
需用費	事業実施に直接必要な消耗品、燃料費、印刷製本費、光熱水費、（補助事業の用に使用したことが明確に区分され、かつ、金額が特定できる場合に限る。）
役務費	郵便料金、運送代、広告掲載等の広告宣伝費、保険料等（補助事業の用に使用したことが明確に区分され、かつ、金額が特定できる場合に限る。）
委託料	業者等への委託経費
使用料及び賃借料	会場の利用料、機械・機器の借上げ等の賃借料（補助事業の用に使用したことが明確に区分され、かつ、金額が特定できる場合に限る。）
原材料費	各種体験等の原材料
備品購入費	3万円以上のものに限る。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

恵那市長 様

所在地
申請者 事業者名
代表者氏名 ⑩

恵那市着地型観光創出支援事業補助金交付申請書

恵那市着地型観光創出支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業名

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 経費算出内訳書
- (4) 事業実施に資格が必要な場合は、当該資格を証する書類の写し
- (5) 定款又は規約等の写し
- (6) 役員等名簿
- (7) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

恵那市着地型観光創出支援事業計画書

1 事業目的

(観光客のニーズ及び本市の観光資源等並びに課題を踏まえた上で、どのような取組で着地型観光の推進等を行っていくかについて記載)

2 実施主体等

実施主体：

構 成 員：

事 務 局：

3 実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 事業内容

(1) 本年度の事業内容

(「項目」は具体的に行う項目を、「内容」は事業の概要や実施期間等を簡潔に記載)

項目	内容

(2) 事業実施年度以降の事業予定

(「項目」は具体的に行う項目を、「内容」は事業の概要や実施期間等を簡潔に記載)

事業項目	事業内容

5 事業実施年度以降の活動継続に向けた方策

(市補助金以外での財源確保の方法、他事業者との連携等の具体的に取組を記載)

恵那市着地型観光創出支援事業収支予算書

1 収入

項 目	予算額 (円)	内 訳
(a) 小 計		
(b) 恵那市着地型観光創出支援事業補助金		
収入合計 (a) + (b)		

2 支出

項 目	予算額 (円)	内 訳
補助対象経費		
	(c) 小 計	
補助対象外経費		
	(d) 小 計	
支出合計 (c) + (d)		

恵那市着地型観光創出支援事業経費算出内訳書

(単位： 円)

事業項目	経費区分 (補助対象経費)	事業費	算出根拠
	計		

注 経費区分は別表によること。

役員等名簿

年 月 日現在

役職	ふりがな 氏名	住 所	生年月日

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

恵那市長



恵那市着地型観光創出支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、恵那市着地型観光創出支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

- 1 事業名
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助対象経費の配分 補助金交付申請書記載のとおり
- 4 補助金の交付の条件
- 5 補助金の交付要綱に違反した場合の措置

※恵那市着地型観光創出支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容を承認なく変更したとき。
- (4) 補助金の交付決定に付した条件又は法令等に違反したとき。
- (5) 恵那市着地型観光創出支援事業補助金交付要綱第10条に規定する資料等の提示又は説明を拒んだとき。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

恵那市長 様

所在地

申請者 事業者名

代表者氏名

㊞

恵那市着地型観光創出支援事業補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった恵那市着地型観光創出支援事業補助金について、次のとおり変更したいので、恵那市着地型観光創出支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、申請します。

- 1 事業名
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容 別紙資料のとおり

補助金交付決定額 円

変更後補助金交付申請額 円

- 4 添付書類
- (1) 事業変更事業計画書
- (2) 事業変更収支予算書

注1) 添付書類は、様式第1号の添付書類に準じて作成すること。

注2) 変更前（括弧書き）と変更後を二段書きとするなど、内容が対比できるように作成すること。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

恵那市長 様

所在地

申請者 事業者名

代表者氏名

印

恵那市着地型観光創出支援事業中止・廃止届出書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった恵那市着地型観光創出支援事業補助金について、次のとおり中止・廃止したいので、恵那市着地型観光創出支援事業補助金交付要綱第9条第4項の規定により、届け出ます。

1 事業名

2 中止・廃止の理由

3 現在の遂行状況

※参考となる書類を添付すること。

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

恵那市長 様

所在地
申請者 事業者名
代表者氏名

⑩

恵那市着地型観光創出支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった南恵那市着地型観光創出支援事業補助金について、恵那市着地型観光創出支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を報告します。

1 事業名

2 補助金交付決定額 円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 実施結果報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 経費支出内訳書
- (4) その他、市長が必要と認める書類

恵那市着地型観光創出支援事業実施結果報告書

1 事業名

2 実施期間 年 月 日～ 年 月 日

3 実施内容

事業項目	実施内容

4 事業実施後の次年度以降の事業内容・展開予定

(事業実施結果を踏まえて、今後どのように事業を継続・展開していくか記載すること)

恵那市着地型観光創出支援事業収支決算書

1 収入

項 目	予算額 (円)	決算額	差 引	摘 要
(a) 小 計				
(b) 恵那市着地型観光創出支援事業補助金				
収入合計 (a) + (b)				

2 支出

項 目	予算額 (円)	決算額	差 引	摘 要
補助対象経費				
	(c) 小 計			
補助対象外経費				
	(d) 小 計			
支出合計 (c) + (d)				

恵那市着地型観光創出支援事業経費支出内訳書

(単位：円)

事業項目	経費区分 (補助対象経費)	事業費	算出根拠
計			

注 経費区分は別表によること。

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

恵那市長 様

所在地
申請者 事業者名
代表者氏名 ⑩

恵那市着地型観光創出支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった恵那市着地型観光創出支援事業補助金について、恵那市着地型観光創出支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、概算払を請求します。

1 事業名

2 補助金交付決定額 円

3 概算払請求額 円

4 概算払の請求理由

5 振込口座

金融機関名 _____

預金種別 (当座・普通) _____

フリガナ
口座名義 _____

NO. _____